

○習志野市市民スポーツ指導員に関する規則

昭和 5 4 年 1 2 月 1 日

教委規則第 1 4 号

改正 昭和 5 5 年 1 月 4 日教委規則第 1 号

昭和 5 6 年 3 月 3 1 日教委規則第 3 号

昭和 6 3 年 3 月 2 4 日教委規則第 1 号

平成 5 年 3 月 2 9 日教委規則第 6 号

平成 1 4 年 9 月 2 6 日教委規則第 1 4 号

平成 2 4 年 1 月 2 6 日教委規則第 1 号

令和 2 年 5 月 2 7 日教委規則第 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、習志野市市民スポーツ指導員（以下「指導員」という。）の職務その他指導員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 習志野市教育委員会に指導員を置く。

(職務)

第 3 条 指導員は、スポーツ推進委員と協力し、本市におけるスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、コミュニティ活動の推進を図るものとする。

2 前項のスポーツ及びレクリエーション活動は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 市民のスポーツ・レクリエーションの指導・助言

(2) スポーツ・レクリエーションの振興に関する行事への参加

(3) 習志野市学校体育施設開放に関する規則（昭和 5 1 年教育委員会規則第 1 6 号）第 2 条第 1 項の開放事業への協力

(平 2 4 教委規則 1 ・一部改正)

(委嘱)

第 4 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者で、教育委員会が適当と認めたものを指導員として委嘱するものとする。

(1) 習志野市市民スポーツ指導員養成講座受講修了者で成績優良なもの

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会が認定したスポーツ指導者

(3) 社会体育関係の専門コースを専攻した大学卒業者

(4) 前3号のいずれかに掲げる者に相当する教養と経験があると教育委員会が認めた者

(任期等)

第5条 指導員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(昭63教委規則1・平5教委規則6・一部改正)

(申請)

第6条 指導員になろうとする者は、申請書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(研修)

第7条 指導員は、その職務を遂行するために自ら研修に努めなければならない。

2 教育委員会は、指導員の資質向上のため研修会を開催するものとする。

(昭63教委規則1・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(昭55教委規則1・旧附則・一部改正)

2 昭和55年1月1日に委嘱された指導員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、昭和58年3月31日までとする。

(昭55教委規則1・追加)

附 則(昭和55年1月4日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日教委規則第3号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月24日教委規則第1号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月29日教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成3年4月1日及び平成4年4月1日に委嘱された指導員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則（平成14年9月26日教委規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、使用し、又は、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成24年1月26日教委規則第1号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第6条)

習志野市市民スポーツ指導員申請書

No.

写 真 (2.5×3.5cm)	習志野市教育委員会あて			年 月 日
	氏 名	印		
	生年月日	年 月 日		
現 住 所	〒	電 話		
勤 務 先 名		職 名		
勤 務 先 住 所	〒	電 話		
関係しているスポーツ団体名及び役職		ス ポ ー ツ 指 導 歴		
ス ポ ー ツ 歴		所 有 資 格		
指導できる種目と対象者		指導できる曜日と時間帯		
例1 バドミントン 初心者～上級者 まで		例1 月曜日の午前9時～12時		
2 バレーボール 初心者～中級者 まで		2 日曜日の午前9時～午後5時		
3 ス キ ー 初心者～初級者 まで		3 毎 日の午後7時～9時		
1		1		
		※ 指 導 で き る 層		
		1 幼 児 2 少年、少女		
		3 青 年 4 成 人		
		5 婦 人 6 高齢者		
		7 親 子 8 その他()		

氏 名		No.		
活 動 実 績 記 録				
年 月 日		年 月 日		
記 入 上 の 注 意	1	写真は2.5×3.5cm の大きさに近影のものを貼付して下さい。	受 付 日	年 月 日
	2	※印欄は該当項目の番号を全て○で囲んで下さい。	委 嘱 日	年 月 日
	3	太ワクの中は記入しないで下さい。	登 録 期 限	年 月 日

別記第 1 号様式（第 6 条）

（昭 5 6 教委規則 3 ・ 平 5 教委規則 6 ・ 平 1 4 教委規則 1 4 ・ 一部改正）